

## 第 38 回太田市都市計画審議会 議事録

開催日時	令和 6 年 3 月 21 日（木）午後 2 時 00 分から午後 2 時 50 分
開催場所	太田市役所 議会棟 4 階 常任委員会室
出席委員	稲塚祐輔委員、長島佳男委員、湯沢昭委員、矢部伸幸委員、八長孝之委員、木村浩明委員、松川翼委員、松浦武志委員、本木秀典委員、石川哲委員、青木修委員（代理出席 交通課山口様）、箱田美紀委員、中村芳恵野口晃委員
欠席委員	加藤正己委員、齊藤早苗委員
事務局出席者	都市政策部 田村部長、高橋副部長 都市計画課 石崎課長、久保田課長補佐、塚本係長代理、宍戸主事
議案担当課	建築指導課 井上参事、森係長代理
議案	議案第 1 号 太田都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置について
事務局 (塚本係長代理)	<p>只今より第 38 回太田市都市計画審議会を開会いたします。進行を務めさせていただきます、都市計画課の塚本と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>なお、本日の会議は、議事録作成のため、録音させていただきますが、これからの発言につきましては前にありますマイクのボタンをマイクオンにして、赤いランプ点灯の状態が発言していただき、発言が終わりましたらスイッチをもう一度していただき、オフにするようお願いいたします。</p> <p>本審議会につきましては、太田市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項に「委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない」と規定されておりますが、本日は 16 名の委員のうち 14 名がご出席いただいておりますので、本審議会は成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>続きまして、令和 6 年 3 月 15 日付けの人事異動に伴い、都市計画審議会委員の交代がありましたのでご紹介いたします。</p> <p>太田警察署長でございます、青木修委員。</p> <p>本日は、交通課交通官の山口様が代理出席でございます。</p> <p>続きまして、事務局の紹介をさせていただきますと思います。</p> <p>太田市都市政策部長の田村です。</p> <p>同じく都市政策部副部長の高橋です。</p> <p>都市計画課長の石崎です。</p> <p>都市計画課長補佐の久保田です。</p>

<p>事務局 (塚本係長代理)</p>	<p>どうぞよろしくお願いいいたします。 続きまして、太田市都市計画審議会の会長であります、湯沢会長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。湯沢会長よろしくお願いいいたします。</p>
<p>湯沢会長</p>	<p>年度末のお忙しい中、都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。前回の審議会は骨折により欠席をさせていただきました。お詫びを申し上げたいと思ひます。 今日の議題は後ほど詳しく事務局から説明があるかと思ひますけども、一般廃棄物処理施設に関するものということで、あまり目にしたことのない案件となっております。これは建築基準法の第51条のただし書きの許可に関する審議で、皆さまの同意が得られた場合に許可されるというものです。慎重なるご審議をお願いしたいと思ひますのでよろしくお願いいいたします。</p>
<p>事務局 (塚本係長代理)</p>	<p>ありがとうございました。引き続きまして議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、太田市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思ひます。 湯沢会長、よろしくお願いいいたします。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>はい。それではしばらくの間議長を務めさせていただきますと思ひます。本日の議事日程につきましてはお手元の日程の順序で会議を進行させていただきますので、ご了承よろしくお願いいいたします。 まず日程第3の会期の決定につきましては、太田市都市計画審議会の条例規則第5条第1項に基づきましてお諮りをさせていただきます。本会議の会期は本日1日ということをお願いをしたいと思ひますけども、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>ありがとうございます。異議なしと認めまして、本会議の会期は本日1日と決定させていただきます。 次に議事録署名人を私の方から指名をさせていただきます。議席番号8番の木村委員、議席番号9番の松川委員を指名させていただきますのでよろしくお願いいいたします。 議事に入る前に審議会の公開につきましてお諮りをさせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (久保田課長補佐)</p>	<p>はい。本日上程の議案につきましては、非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。 よって太田市都市計画審議会条例施行規則第7条に基づきまして、公開とすることを提案させていただきます。審議会の公開につきましては以上となります。</p>

湯沢議長	今事務局から説明がありましたけども本議案につきましては、公開とし、傍聴を認めるということによろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
湯沢議長	はい、ありがとうございます。異議なしとし、傍聴を認めるということにさせていただきたいと思います。本日、傍聴者はいらっしゃいますか。
事務局 (久保田課長補佐)	本日の傍聴者でございますが、3名となっております。
湯沢議長	それでは、事務局は傍聴人を入場させてください。
事務局 (宍戸主事)	(傍聴人入場)
湯沢議長	傍聴者の皆様に傍聴上の注意を申し上げさせていただきたいと思えます。太田市都市計画審議会条例施行規則第4条に基づきまして、議場の秩序を乱す行為をされた場合には退場していただくことがありますので、よろしくお願いいたします。 次に日程第5の議事に入りたいと思えます。本日は1議案だけですけれども、「議案第1号 太田都市計画区域内の一般廃棄物処理施設の敷地位置について」ということで担当課より説明をお願いいたします。
建築指導課 (井上参事)	太田市建築指導課の井上と申します。第1号議案について説明をさせていただきます。 申請者の東金属株式会社は、ヤマダ電機の100%子会社であり、自動車・廃家電等破碎処理に加え、小型家電リサイクル事業を行っており、また、太田市内の一般廃棄物の受け入れも行なっております。本議案の第1工場では、平成15年に許可を受け、現在破碎施設のみが稼働しておりますが、既存の焼却炉プラントは、老朽化のため平成31年に廃止し、今回新たに焼却施設を計画するものです。新たな焼却施設は、排ガス処理システムを導入した国内最大級の焼却施設であり、毎時8,000キロワットの発電能力を有しております。 また、今回計画されております施設は、リサイクルだけでなく、焼却の廃熱を利用して発電するなど循環型社会の推進に貢献しており、社会的にも必要に迫られた施設と言えるところでございます。 それでは、まず、お手元の【図-1】をご覧ください。 こちらは、太田の都市計画図でございます。

建築指導課  
(井上参事)

図面の上が北となります。中央、「申請地」と図示された赤い部分が今回の申請地でございます。申請地は、新田中部工業団地の中ほどに位置しており、工業団地の周囲は、南側の第一種住居地域を除き、市街化調整区域となっております。最も近い公共施設等は、直線距離にして約540メートル南のきざきまち幼稚園となっております。搬入搬出経路は、敷地南側の太田市道2級58号線を経由し、西の太田市道2060号線又は東の県道332号線を通行する経路となります。

続きまして、お手元の【図-2】をご覧ください。

こちらは、付近見取図となります。図面の上が北となります。

赤でお示ししたのが、今回の申請地でございます。敷地周辺の土地利用は、青色でお示ししたものが工場、黄色でお示ししたものが住宅となります。最も近い住宅までの距離は、申請敷地から南東に約205メートルでございます。

続きまして、お手元の【図-3】をご覧ください。

こちらは、配置図です。図面の上が北となります。黄色で塗られたAからIが今回増築となる施設でございます。白抜きの建物につきましては、既存の施設、緑色が緑地帯となっております。敷地中央から東側のAからCの建物が焼却施設、西側のDからHの建物が破碎施設となっております。搬出搬入車両の出入口は南東の1カ所であり、赤色の点線が焼却施設への動線、青色の点線が破碎施設への動線、茶色の点線が廃棄物の荷下ろし後の動線となります。廃棄物を搬入する車両は、建築物Aの南側にある台貫にて重量を計測し、荷下ろし後、北側にある台貫にて重量を計測することで搬入した重量が分かるようになっております。

続きまして、お手元の【図-4】をご覧ください。

こちらは、破碎施設の動線図でございます。図面の上が北となります。青色の線が処理前の廃棄物の動線、水色の点線が処理後の有価物の動線、青色の点線が処理後、焼却される廃棄物の動線となります。オレンジ色部分の保管場所に搬入された廃棄物は、黄色部分の破碎機により破碎されます。破碎後は選別機を経て、有価物となる鉄、非鉄と焼却可能なシュレッダーダストに分けられます。破碎機につきましては、防音室に設置するなど、騒音対策を行い、破碎の際に発生する粉塵については、散水および集塵設備により外部に出ないように対策されております。

続きまして、お手元の【図-5】をご覧ください。

こちらは、焼却施設の搬入・搬出の動線図でございます。図面の上が北となります。赤色の線が焼却される固形状の廃棄物、青色の線が感染性廃棄物、青色の点線が破碎処理後のシュレッダーダスト、緑色の線が廃油等の搬入動線となります。

固形状の廃棄物は、桃色部分の廃棄物ピットに一時保管され、焼却されます。感染性廃棄物は、専用容器に密閉された状態で水色部分の感染性保管庫に一時保管後、廃棄物ピットに運ばれ、固形状の廃棄物と共に焼却されます。廃油等は、保管タンクから焼却炉へ直接噴霧され、焼却されます。

廃棄物ピット内を負圧とすることや専用容器に密閉することで臭気が外気に出ないように計画されております。

続きまして、お手元の【図-6】をご覧ください。

こちらは、焼却施設の処理工程を示したものでございます。図の左側から順に説明させていただきます。①荷下ろし場は、黒色の点線で示す車両前後の扉いずれかが必ず閉じている構造となっており、悪臭の漏れを防止しております。②廃棄物ピット内に集められた廃棄物はクレーンにより③焼却炉へ投入され、ロータリーキルン、ストーカ炉で燃焼します。焼却後の燃え殻は、飛散防止のため加湿処理を施した上で燃え殻ピットに蓄積されます。④焼却時に発生する排ガス等については800度以上で再燃焼することで有害物質を分解し、⑥減温塔により200度以下まで急激に冷ますことでダイオキシン類の再合成を防ぎます。冷却後の排ガスは、⑦バグフィルタ集塵装置により無害化された状態で外気へ放出され、ばいじんは飛散防止のため加湿処理を施した上でばいじんピットに蓄積されます。また、今回導入する焼却施設においては、排ガス熱を活用し、⑤の工程で自己発電する仕組みとなっており、サーマルリサイクルを実現しております。

続きまして、お手元の【図-7】をご覧ください。

こちらは、廃棄物の処理前と処理後の状態を表したものです。左側が処理前の搬入物となっており、左上が破碎施設へ送られる混合廃棄物、左下の囲いが焼却施設へ送られる汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物となります。左上の混合廃棄物は、破碎処理後、焼却施設へ送るシュレッダーダストと有価物に分けられ、有価物である鉄、非鉄は製鉄、製鋼原料として売却されます。左下の囲いの廃棄物、破碎されたシュレッダーダストは、焼却処理後、セメント原料として外部へ委託処理されます。

続きまして、お手元の【図-8】をご覧ください。

こちらが、今回の廃棄物処理施設の設置手続の概要でございます。左上の「廃棄物処理施設の事前協議」につきましては、市関連部局による現地調査や技術指導等を実施し、令和5年12月1日付けで終了しております。

今後の手続としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可、建築基準法第51条ただし書き許可等の関係法令の手続を経て、施設の建設工事着手は、令和6年7月頃を想定しており、令和8年3月頃に竣工となる見込みです。

お手元の図によるご説明は以上となりますが、補足説明として産業廃棄物処理施設の設置に係る建築基準法第51条ただし書き許可に対して確認した内容についての概要を申し上げます。

「位置の妥当性」については、用途地域が工業専用地域であり、過去に同許可を受けた敷地で、同様の施設を稼働してきた実績があることから、妥当であると判断いたしました。

建築指導課  
(井上参事)

<p>建築指導課 (井上参事)</p>	<p>「搬出入路の妥当性」についても、適切な道路幅員を有する経路が確保されており、妥当であると判断いたしました。</p> <p>また、経路の道路上に搬出入車両が滞留しないよう、搬出入は予約システムにより管理され、万が一重複した際の対応として、敷地内に十分な滞留長や待機スペースが確保されています。</p> <p>「環境・公害対策」については、生活環境影響調査を行い、大気汚染防止法や騒音・振動規制法等による環境基準を満たす計画としており、また、太田市とおおた環境チャレンジ協定を締結し、積極的に環境保全への取り組みを推進しております。</p> <p>「地域住民」に対しては、施設計画について周辺住民を対象に説明会を行い、その後、地区長説明会が行われております。また、類似施設として埼玉県環境整備センターの焼却発電炉の見学会を開催し、各地区代表者に参加してもらい、施設計画に対する関心を高めています。</p> <p>今後は、おおた環境チャレンジ協定に基づき、環境保全への取り組み状況について公聴会を年1回以上開催することとなっております。各地区の区長および区長代理、太田市、東金属が参加することとなっております。以上、都市計画課が所管いたします3議案について提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>只今、担当課から「議案第1号 太田都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置について」の説明がございました。今の説明につきまして、ご意見やご質問等ありましたら挙手をお願いしたいと思います。</p>
<p>長島委員</p>	<p>長島でございます。よろしくお願いいたします。説明ありがとうございました。</p> <p>中身に関することですが、これは設備の更新と新設のどちらでしょうか。</p>
<p>建築指導課 (井上参事)</p>	<p>元々施設は存在しており、そちらの処理能力の方を上げている形になります。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>そうしますと更新ということによろしいですか。</p>
<p>建築指導課 (井上参事)</p>	<p>はい。そういう形になります。</p>

長島委員	<p>7 ページにてこの施設を見ると、機能しているのは右側にあるLの工場部分だけですよね。これはやはり同じように、その廃棄関係の施設で工場運営をしているということですかね。そうでないと、これは更新にならないような気がするんですけどね。それが1つとなります。</p> <p>もう1つは10ページの⑧ですが、この無害化された排ガスを大気中に放出するとありますが、その排ガスが大気中に流れたところについてのデータはどこでチェックをされるのでしょうか。</p>
建築指導課 (井上参事)	<p>現在は破碎施設のみ運用してるわけですが、今度は焼却施設ができる位置にございますのでそれを順次作っていく形になっております。</p> <p>それから廃棄するガスにつきましては、こちらの煙突の方に計測器がついておりまして、各有害物質等を計測することになります。</p>
長島委員	<p>計測した結果はどこで確認するんですか。観測していただくのは非常に有効だと思うんですけども、事実として常に記録されているというような対応を考慮しておかないと、仮に事故や地震によってバタバタした時に周りに廃棄したガスが出るか出ないかということをごきちん確認できる体制をとるべきではないですかね。最も近い住宅まで205メートルですからすぐ届きますよね。</p>
建築指導課 (井上参事)	<p>先ほど説明にありました太田環境チャレンジ協定を結んでまして、そちらの方でこの計測結果を公聴会を開きまして、環境状態について報告するようになっております。</p>
湯沢議長	<p>そうしますとリアルタイムでモニタリングをされてるということなんですかね。定期的に観測をするのか、常時モニタリングをするのかということになるかと思えますけど。</p>
建築指導課 (井上参事)	<p>計測の方は年1回と伺っております。</p>
長島委員	<p>年に1回というのは、その日時は決まっているということなんですか。通常はこういったものに関しては常にモニタリングをしておきながら、異常値が発生した場合に稼働を中止するなり或いはその原因を突き止めるというのが一般的じゃないかなと思うんですけども。年に1回ということが一般的なのか、あるいは今回のケースの場合なのかという点についてお話しいただければなと思います。</p>
建築指導課 (井上参事)	<p>先ほどお話しした年に1回というのは、公聴会が開かれますのでそちらでのこととなります。連続的にどの程度の間隔で見るとはわかりませんが、基本的には確認をいただいております。</p> <p>もし異常があった場合には報告いただくような形で協議書の方もなっておりますので、そういった関係で正確な頻度はわかりませんが、基本的には監視体制がとられているというふうに考えております。</p>

長島委員	<p>今、議長がおっしゃったようにこういう施設を作る場合、一般的にどういう形で周辺住民に対するその大気関係のデータを公開すべきなんだろうかな。</p> <p>もし今回の施設が他と違うようであれば、他と同じように企業の方に要請なんていうのはできないんですかね。</p>
建築指導課 (井上参事)	<p>申し訳ございません。環境関係の協定書の方の内容につきまして私もすべて把握してるわけではございませんが、そういった管理内容につきましてはそちらの協定書のほうで定めております。</p> <p>それから地域住民につきましては、基本的にこちらは元々あった施設でございますので、その辺である程度の理解は受けております。</p> <p>また、設備につきましても更新という形になるので、より性能の方は増しているというふうに考えております。</p>
湯沢議長	<p>なかなかここで答えが出てきそうもないですけども、基本的にはそういった外部に対する影響が発生した場合には、速やかに対処するというのが必要なのかなと思います。そのためにモニタリングをどうするか、その報告をどうするかというのはこれから詰めていただきたいと思います。</p> <p>この都市計画審議会の中ではですね、そういった事項に関しての議論は馴染まないんですけども、実際地域の中ではぜひ良いモニタリングや公表の方法、点検時期の間隔につきまして明文化していただければなどと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
建築指導課 (井上参事)	十分に確認させていただいて対応していきたいと思います。
湯沢議長	はい、ありがとうございます。その他ご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。
箱田委員	<p>箱田です。よろしくお願いします。</p> <p>色々私も気になっていたことがあって、騒音や臭い、埃というのはご説明いただいた中で大体解決しました。</p> <p>ただ今の大気汚染の件については、もし私がここに住んでいるんだったら、市または企業側からの公表は年に1回でもいいかもしれないんですけど、例えば聞いたらいつでも何らかのデータが出てくようになっていけばいいなと思いました。</p> <p>それから1つご説明の中でわからなかった部分なんですけど、振動とかは大丈夫なんでしょうか。こういう破碎をするときの振動とかについて、工場の周りほどのぐらいあるのかっていうのが疑問だったなっていうのがありました。</p> <p>それからもう1つが、私も通ったことはないんですけども、地図やグーグルで見たりしたときにこの搬入室車両の道路である市道2058号はあまり広いわけではないなとは思いました。</p>

箱田委員	<p>また、周囲の家はそんなに古い家ではないので、やはりまだお子さんがいらっしゃるのではないかと考えると、やはりこの道路、特にこの搬入車両の辺りってというのは自転車や子供が通ったりするのであれば、歩行者も車も両方が注意ができるようにカーブミラーがあったりとか、くるくる回るランプがあったりとか、この周辺の道路はどうしてもそういう大きな車の交通量が多くなると思いますので、その辺の道路の整備も含めて何か注意をしていただければなと思いました。</p>
湯沢議長	<p>大きく2つありました。 1つは振動と騒音ですね。これは今までこの申請地に同じような破砕機はありましたが、かなり老朽化してるということですのですべて入れ替えるということですね。 それから周りが全部工業専用地域ということで、一般住宅はないんですが、ご質問の中では搬入搬出による交通の問題というのが出てきたんじゃないかと思います。これは1日で最大何台くらいの車両を想定しているものなんですか。</p>
建築指導課 (井上参事)	<p>振動でございますが、こちらの方も規制がございますので予測数値としましてはそれ以下を維持できるというふうに考えております。 それから交通車両につきましては、今回施設の方が処理能力が増えるわけでございますけれども、令和3年ぐらいにやった交通量調査と比較した場合、全体といたしまして約2%ほど車両の方が増えるというふうになっておりますので、大きな影響は出ないかと思っております。 それから安全性につきましてはでございますが、今回第1工場を提案させていただいてるんですけども、第2工場に駐車場がございますので行き来とかもあると思いますが、その辺は十分注意をするというふうに聞いております。</p>
湯沢議長	<p>ありがとうございます。その他ご意見ありましたらどうぞ。</p>
野口委員	<p>野口と申します。 基本的なことで申し訳ないんですが、国内最大級の焼却施設ということで書かれてるんですが、以前の施設がどのぐらいで今度の施設が2倍3倍の大きいものになるのでしょうか。 また国内最大級ってというのは、焼却をする施設が最大級なのか、面積が最大級なのか、そこら辺のことをちょっと教えていただければと思います。</p>
建築指導課 (井上参事)	<p>まず処理能力といたしましては270トンということになっております。こちら産業廃棄物についてでございますけれども、その旨で最大級ということですが。 ちなみに太田市のクリーンセンターの方は2基稼働しておりまして1基で165トン、2基で330トンということでございますので、それをご比較いただくとわかっていただけるかと思っております。 既存につきましては45.6トンが元々の処理能力でございます。</p>

湯沢議長	ちなみに4ページに書いてあります処理能力というのはこれは最大の処理能力であって、これが毎日搬入されるということではないわけですか。
長島委員	こちらについては一般廃棄物の焼却という形で118.77トンと書いてありますが、併せて産業廃棄物の方も処理しておりますので、合わせたのが1日当たり270トンということで計画されております。
湯沢議長	トータルで270トンということで、処理能力というのはあくまでも能力上の問題ということですね。では、計画的にはかなり余裕があるというふうに理解してよろしいんですね。
建築指導課 (井上参事)	そのようでございます。これによって処理できるという計画でございます。
湯沢議長	1日において、この数値を足し合わせていくとかなりのトン数となりますよね。それを運んでくる車両は先ほどおっしゃっていた2%では追いつかないと思いますけども、あくまでもこれは処理能力というふうに理解してよろしいわけですね。
建築指導課 (井上参事)	はい、その通りでございます。
湯沢議長	その他ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
松川委員	松川です。 ここの工場による排水設備等、また外部に対する雨水の排水はどうなってるのか教えていただけますか。
建築指導課 (井上参事)	雨水につきましては、敷地内に何ヶ所かあるんですけどもオイルトラップや浸透性の柵を設けて、その後オーバーフロー分を側溝等に排水するという形となります。
松川委員	この排水の問題についても公聴会で報告があるという認識でよろしいでしょうか。
建築指導課 (井上参事)	はい。そちらの公聴会の方で、質疑等があれば答えるという形になるかと思っております。
松川委員	先々月に伊勢崎市の工場で汚染水が流れたという報道があったかなと思うんですけど、そういったところを十分気をつけて対策を練っていただきたいなと思っておりますので、もう一度ご所見をお願いします。

<p>建築指導課 (井上参事)</p>	<p>何か異常が生じた場合には、すぐに作業を停止しまして報告すると太田市の方に報告するという形になっておりますので、その辺は気を付けて適切な対処をしていただければと思っております。</p> <p>追加で説明いたしますと、工場内で出た排水等は焼却炉の方で再利用を考えてまして、基本的には敷地外に出さないという計画になってます。</p>
<p>松川委員</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>その他いかがですか。</p> <p>ちなみにこの東毛地区というのはかなり浸水の危険性が高いところが結構多いんですが、この申請地はハザードマップでいうと色がついてるような部分なんでしょうか。</p>
<p>建築指導課 (井上参事)</p>	<p>こちらハザードマップにおける浸水深ですけれども、こちらにつきましては0.5から3メートルの想定区域になっております。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>やっぱり浸水の可能性はあるわけですね。それを言ってしまうと東毛地区は大変ですけど、そのための何か対策というのは講じられているんでしょうかね。</p>
<p>建築指導課 (井上参事)</p>	<p>最近の台風に関しても、道路部分につきましては冠水したような状況でございますが、敷地については特に浸水という形はなかったというふうに聞いております。</p> <p>建物につきましては、浸水の危険性があればシャッターを閉める、或いは壁のない部分についてはネット等を被せて敷地外に流出させます。それから炉の部分のピット等につきましては、ある程度のコンクリートの立ち上げをもちまして、浸水を防ぐという形をとっております。</p>
<p>長島委員</p>	<p>ありがとうございます。その他ご質問ありましたらお願いいたします。特にないようですのでお諮りをさせていただきたいと思っております。</p> <p>議案第1号「太田都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置について」は、計画案について「異存なし」とすることにご異議ございませんか。ご異議がないようでしたら、挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成ということで、「異議なし」とするように決定をさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上で今日の審議を終わりにいたしますので、傍聴人におかれましてはご退出をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (宍戸主事)</p>	<p>(傍聴人退場)</p>

<p>湯沢議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。以上をもちまして、本日の審議案件はすべて終了しましたので、後の進行は事務局の方をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (塚本係長代理)</p>	<p>湯沢会長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。また、委員の皆様には慎重なご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。</p> <p>只今、ご審議いただきました案件につきましては、いただいたご意見等を参考に実務を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p>